

第 八 十 九 号 議 案

江戸川区附属機関の設置に関する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区附属機関の設置に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項及び第二百二条の三第一項の規定に基づき、江戸川区長又は江戸川区教育委員会（以下「執行機関」という。）の附属機関の設置、所掌する事務、組織その他附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び所掌事務）

第二条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の所掌する事務は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれ同表所掌事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第三条 附属機関の委員（以下「委員」という。）の定数は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれ同表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、学識経験者その他それぞれの附属機関の所掌する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第四条 委員の任期は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それ

ぞれ同表委員の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、原則として前任者の残任期間とする。

（専門委員）

- 第五条 執行機関は、必要があると認めるときは、附属機関に専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（委任）

- 第六条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に設置されている次の表の附属機関の欄に掲げる機関の委員又は専門委員（以下「委員等」という。）として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例の施行の日に第三条第二項の

規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。この場合において、委員等の任期は、第四条第一項本文の規定にかかわらず、同表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれ同表任期の欄に定める日までとする。

附属機関		任期
江戸川区新庁舎建設アドバイザー会議		令和六年六月三十日
江戸川区表彰審査会		令和六年五月二十八日
公益通報委員会		令和六年三月三十一日
江戸川区立小・中学校改築工事基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル審査委員会		令和六年三月三十一日
江戸川区みどりの基本計画改定委員会		令和六年三月三十一日
江戸川区スポーツ栄誉賞審議会		令和五年十二月三十一日
江戸川区福祉サービス苦情解決委員会		令和七年三月三十一日
江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会		令和六年三月三十一日
江戸川区地域密着型サービス運営委員会		令和六年三月三十一日
江戸川区地域包括支援センター運営協議会		令和六年三月三十一日
江戸川区老人ホーム入所判定委員会		令和六年三月三十一日
江戸川区地域自立支援協議会		令和七年三月三十一日
江戸川区予防接種健康被害調査委員会		令和六年三月三十一日

江戸川区学校保健委員会	令和六年三月三十一日
江戸川区就学支援委員会	令和六年三月三十一日

別表（第二条―第四条関係）

一 江戸川区長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の任期
江戸川区ネーミングライツパートナー選定委員会	ネーミングライツパートナーの募集及び選定に関すること。	六名	委嘱又は任命の日から選定が完了する日まで
江戸川区新庁舎建設アドバイザー会議	江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画に基づく基本設計方針、基本設計及び実施設計の策定等に関すること。	十名以内	三年
江戸川区表彰審査会	江戸川区表彰条例（昭和四十二年十二月江戸川区条例第三十一号）に基づく被表彰者の審査に関すること。	三十一名以内	一年
諏訪善行賞表彰審査委員会	諏訪善行賞表彰の被表彰者の審査に関すること。	三十一名以内	委嘱又は任命の日から答申が完了する日まで
江戸川区区民栄誉賞表彰審査会	江戸川区区民栄誉賞表彰条例（平成三十年十二月江戸川区条例第四十七号）に基づく被表彰者の審査に関すること。	十六名以内	委嘱又は任命の日から答申が完了する日まで
江戸川区新庁舎施工者選定方法等検討委員会	江戸川区新庁舎の建設に係る施工者の選定方法等の検討に関すること。	六名以内	委嘱又は任命の日から事案が完了する日まで

公益通報委員会	内部公益通報に係る事実の調査等に関するすること。	六名以内	二年
江戸川区立小・中学校改築工事基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル審査委員会	江戸川区立小・中学校改築工事に係る基本設計及び実施設計業務の委託プロポーザルの審査等に関するすること。	八名以内	一年
江戸川区みどりの基本計画改定委員会	都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項の規定に基づき策定した江戸川区みどりの基本計画の改定に関するすること。	十二名	委嘱又は任命の日から改定が完了する日まで
江戸川区文化振興審議会	江戸川区文化振興条例（昭和六十一年十月江戸川区条例第四十五号）に基づく被顕彰者の選定等に関するすること。	十五名以内	一年
江戸川区スポーツ栄誉賞審議会	江戸川区スポーツ栄誉賞の被顕彰者の選考に関するすること。	五十名以内	委嘱又は任命の日から表彰が完了する日まで
江戸川区スポーツ夢基金運用認定委員会	江戸川区スポーツ夢基金条例（平成二十七年十月江戸川区条例第二十九号）に基づく活動支援金の交付対象者の選考に関するすること。	二十名以内	委嘱又は任命の日から選考が完了する日まで
江戸川区体育優秀選手及び優秀団体並びに体育功労者表彰選考委員会	江戸川区体育優秀選手及び優秀団体並びに体育功労者の選考に関するすること。	四名	委嘱又は任命の日から選考が完了する日まで
江戸川区青少年育成及び地域スポーツ振興者表彰選考委員会	江戸川区青少年育成及び地域スポーツ振興者の選考に関するすること。	六名	委嘱又は任命の日から選考が完了する日まで
江戸川区産業賞表彰選考委員会	江戸川区産業賞の選考に関するすること。	二十二名以内	委嘱又は任命の日から選考の報告が完了する日まで
江戸川区福祉サービス苦情解決委員会	福祉サービスに係る苦情の調査及び解決に関するすること。	三名以内	二年

所属機関	所掌事務	委員の定数	委員の任期
二 江戸川区教育委員会の附属機関			
江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の八第一項の規定に基づき作成した江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百七條第一項の規定に基づき作成した江戸川区介護保険事業計画の進捗状況の検証及び改定に関すること。	二十六名以内	委嘱又は任命の日から計画期間が完了する日まで
江戸川区地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定等並びに指定基準及び介護報酬の設定等に関すること。	八名以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
江戸川区地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、事業内容の評価等に関すること。	十五名以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
江戸川区老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法第十一條第一項第一号の規定に基づく措置に関すること。	十二名以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
江戸川区地域自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九條の三第二項の規定に基づく協議に関すること。	三十名以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の翌年度の末日まで
江戸川区予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく予防接種による健康被害の調査等に関すること。	十四名以内	委嘱又は任命の日から調査の報告が完了する日まで

江戸川区学校保健委員会	学校保健衛生に係る事項の調査及び審議に関すること。	二十四名以内	一年
江戸川区就学支援委員会	特別に支援を要する児童又は生徒の就学相談等並びに適切な教育の場の判定及び助言に関すること。	百二十名以内	一年

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項及び第二百二条の三第一項の規定に基づき、区長又は教育委員会の附属機関の設置等について必要な事項を定める必要があるので、本案を提出いたします。